

土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 （案）

（名称）

第１条 この会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称を「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、土器川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、土器川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

第３条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３ 事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第４条 協議会に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等についてはウェブサイト等により公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、四国地方整備局香川河川国道事務所工務第一課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月1日から施行する。

本規約は、一部改定し、平成30年5月30日から施行する。

(協議会)

丸亀市長

坂出市長

善通寺市長

宇多津町長

琴平町長

多度津町長

まんのう町長

香川県 危機管理総局 危機管理課長

香川県 土木部 河川砂防課長

香川県 中讃土木事務所長

気象庁 高松地方気象台長

四国地方整備局 香川河川国道事務所長

(アドバイザー)

香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構
危機管理先端教育研究センター長

(幹事会)

丸亀市 危機管理課長

丸亀市 建設課長

坂出市 危機監理室長

善通寺市 防災管理課長

宇多津町 危機管理課長

琴平町 総務課長

琴平町 農政土木課長

多度津町 総務課長

まんのう町 総務課長

香川県 危機管理総局 危機管理課長補佐

香川県 土木部 河川砂防課長補佐

香川県 中讃土木事務所 防災・監督主幹

気象庁 高松地方気象台 水害対策気象官

四国地方整備局 香川河川国道事務所 副所長

(アドバイザー)

香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構

危機管理先端教育研究センター

地域強靱化研究センター